

## 特別定額給付金（仮称）に係る担当職の配置（案）

### 1 給付金に関する概要

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」が閣議決定され、特別定額給付金（仮称）の給付事業の実施主体が市町村とされた。

については、給付金事業に係る担当職を以下のとおり配置する。

### 2 給付金支給に係る配置（変更後）

過去の給付金担当の配置を参考としつつ、今回の給付金担当職は、新型インフルエンザ等対策行動計画による市対策本部の「市民対策チーム」を中心に構成し、各部応援体制により編成する。

なお、担当職の配置先は、総務部総務課とし、担当課長のほか、担当係員を置く。